



出光興産株式会社

〒100-8321

東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

TEL: 03-3213-3115 FAX: 03-3213-3049

<http://www.idemitsu.co.jp>

2017年7月3日

記者各々位

出光興産株式会社

公募による新株式発行に関するお知らせ

**出光興産株式会社(本社: 東京都千代田区、代表取締役社長: 月岡 隆、以下、当社)は、平成29年7月3日開催の取締役会において、公募による新株式発行に
関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。**

【本資金調達の背景及び目的】

日本の石油産業は、平成12年以降の石油製品の需要減少を背景に、国内の各事業会社が生産効率改善に向けて精製能力削減に取り組むとともに、企業間の合併やアライアンスが進捗する等、業界再編が進行しています。

当社におきましても、平成27年に昭和シェル石油株式会社(以下、「昭和シェル石油」という。)と経営統合に向けた協議を開始し、平成28年12月にはロイヤル・ダッチ・シェル ピーエルシー(以下、「ロイヤル・ダッチ・シェル」という。)の子会社から昭和シェル石油の株式117,761,200株(31.3%議決権比率)を取得し同社を持分法適用関連会社化しました。更に、平成29年5月に、昭和シェル石油と企業グループを形成して協働事業を強化・推進することに関し趣意書を締結し、協働事業の取り組みを加速させシナジー効果の先取りを図ると同時に、引き続き経営統合に向けた協議を進めています。

昭和シェル石油との協業を主体とした国内事業基盤の構造改革による収益力拡大に併せて、海外燃料油・高機能材等の成長事業の育成は、当社において次なるステージへ飛躍する上での戦略の柱であり、今後多くの経営資源を投入してまいりたいと考えております。今般の資金調達(以下、「本資金調達」という。)は、当社がロイヤル・ダッチ・シェルの子会社から昭和シェル石油の株式の一部を取得した際に平成28年12月19日付で借入れたブリッジローンの一部を資本に置き換えるとともに、平成29年度中に商業運転開始を予定しているベトナム・ニソン製油所の生産開始までに要する原油在庫の購入資金等の運転資金や、将来に亘り高い成長が期待される海外潤滑油事業や有機EL材料事業等の戦略投資等に充当します。また、本資金調達の実施によって、成長戦略を支えるための財務基盤を強化し、将来的な投資余力を確保します。

当社は、本資金調達を通じて事業構造改革を推進し盤石な収益基盤を構築するとともに、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出しより入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

記

公募による新株式発行

(1) 募集株式の種類及び数

下記①乃至③の合計による当社普通株式 48,000,000 株
①下記(4)①記載の国内一般募集における国内引受会社による買取引受けの対象株式として当社普通株式 33,600,000 株
②下記(4)②記載の海外募集における海外引受会社による買取引受けの対象株式として当社普通株式 8,139,200 株
③下記(4)②記載の海外募集における海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株式の上限として当社普通株式 6,260,800 株

(2) 払込金額の決定方法

日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、平成 29 年 7 月 12 日（水）から平成 29 年 7 月 19 日（水）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。

(3) 増加する資本金及び資本準備金の額

増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(4) 募集方法

国内及び海外における同時募集とする。

①国内一般募集

国内における一般募集（以下、「国内一般募集」という。）とし、大和証券株式会社及び J P モルガン証券株式会社（以下、「国内引受会社」と総称する。）に、国内一般募集に係る全株式を買取引受けさせる。なお、国内一般募集の共同主幹事会社は大和証券株式会社及び J P モルガン証券株式会社とするが、当社普通株式を取得し得る投資家のうち個人・事業会社等に対する需要状況等の把握及び配分に関しては大和証券株式会社が行い、機関投資家に対する需要状況等の把握及び配分に関しては大和証券株式会社及び J P モルガン証券株式会社が共同で行う。

②海外募集

海外市场（ただし、米国においては 1933 年米国証券法ルール 144 A に基づく適格機関投資家に対する販売のみとする。）における募集（以下、「海外募集」という。）とし、Daiwa Capital Markets Europe Limited、J.P. Morgan Securities plc 及び Goldman Sachs International を共同主幹事会社とする海外引受会社（以下、「海外引受会社」と総称し、国内引受会社と併せて「引受人」と総称する。）に、海外募集に係る全株式を総額個別買取引受けさせる。また、海外引受会社に対して上記(1)③記載の追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与する。

上記①及び②記載の各募集に係る株式数については、国内一般募集株数 33,600,000 株及び海外募集株数 14,400,000 株（上記(1)②記載の海外引受会社による買取引受けの対象株数 8,139,200 株及び上記

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出しより入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(1) ③記載の海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数 6,260,800 株) を目処に募集を行うが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定する。

上記①及び②記載の各募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に 0.90~1.00 を乗じた価格(1 円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。

国内一般募集及び海外募集のジョイント・グローバル・コーディネーターは大和証券株式会社及び J P モルガン証券株式会社とする。

引受手数料は支払わず、これに代わるものとして国内一般募集及び海外募集における発行価格(募集価格)と引受人により当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。

- (5) 引受人の対価
- (6) 申込期間
(国内一般募集)
- (7) 払込期日
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 払込金額、発行価格(募集価格)、増加する資本金及び資本準備金の額、その他国内一般募集及び海外募集に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (10) 国内一般募集については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

<ご参考>

1. 今回の公募増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	160,000,000 株	(平成 29 年 7 月 3 日現在)
(2) 公募増資による増加株式数	48,000,000 株	(注)
(3) 公募増資後の発行済株式総数	208,000,000 株	(注)

(注) 前記「公募による新株式発行」(4) ②記載の海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の全部が海外引受会社により行使され、当社普通株式の発行がなされた場合の数字です。

2. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

今回の国内一般募集及び海外募集(以下、「本件募集」と総称する。)の手取概算額合計上限 138,533,000,000 円について、合計 25,500 百万円を平成 32 年 3 月末までに当社関連会社である Nghi Son Refinery and Petrochemical LLC(以下、「NSRP」という。)、当社海外子会社である出光ルブテクノインドネシア及び出光ルブインド、当社及びクウェート国際石油による合弁会社である Idemitsu Q8 Petroleum LLC 並びに当社及び台塑石化股份有限公司による合弁会社である台塑出光特用化学品股份有限公司への各投融資資金に、合計 11,220 百万円を平成 32 年 3 月末までに愛知製油所における C8 スプリッター(蒸留塔)(注) 1)、有機 EL 材料関連製造装置(注) 2、3) 及び新規地熱事業地域の調査活動用機器(注) 4) 等の当社設備投資(以下、「当社設備投資」という。)資金に、合計 15,500 百万円を平成 32 年 3 月末までに有機 EL 材料

ご注意: この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出しより入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

の開発・用途の拡大、並びに固体電解質の工業化実証設備等の先進技術分野における当社研究開発資金に、残額を平成30年3月末までに当社が昭和シェル石油の株式取得を行った際に当社が金融機関より借入れた短期借入金 159,000 百万円の返済資金の一部に充当する予定であります（注）5）。

- (注) 1. C8スプリッター（蒸留塔）とは、ガソリンに含まれる成分を蒸留することによって分離し、ミックスキシレンを生産するための設備をいいます。以下同じです。
- 2. 有機EL材料関連製造装置とは、有機EL材料製造のための昇華装置（有機EL材料から不純物を取り除き純度を高める装置）等をいいます。以下同じです。
- 3. 当社は当社海外子会社である出光電子材料韓国株式会社（以下、「出光電子材料韓国」という。）と共同して有機EL材料関連製造装置に対する設備投資を実施する予定であります。当該設備投資に関して、当社は本件募集に係る調達資金の一部を当社設備投資資金に充当するほか、出光電子材料韓国への投融資を通じた設備投資を実施する予定であるものの、当該投融資予定額は未定であります。このため、出光電子材料韓国に係る設備投資についても当社設備投資に含めて記載しております。
- 4. 新規地熱事業地域の調査活動用機器とは、地熱発電事業の熱源となる蒸気噴出試験・熱水評価に要する設備等をいいます。以下同じです。
- 5. 昭和シェル石油株式取得の概要については、前記「**本資金調達の背景及び目的**」をご参照下さい。

なお、当社関連会社、当社海外子会社及び当社合弁会社への投融資を通じた投資計画は、平成29年7月3日現在（ただし、既支払額については平成29年3月31日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名	所在地	セグメントの名称	投融資先による資金使途	総額（百万円）	既支払額（百万円）	当社からの投融資資金による充当予定額（注）2	着手	完了	完成後の増加能力
NSRP	ベトナム社会主義共和国ダインホア省ニソン経済区	石油製品	平成30年3月末までにベトナム・ニソン製油所の商業運転開始までに要する運転資金等（注）3	134,890	120,690	14,200 (注) 4	平成25年6月	平成29年4月 (注) 5	200KBD／日
出光ルプテクノインドネシア	インドネシア共和国西ジャワ州	石油製品	潤滑油タンク・ブレンド設備の増設及び潤滑油充填ラインの拡張並びに倉庫、建物等に対する設備投資資金	7,530	1,230	6,300	平成30年1月	平成30年12月	115千KL/年
出光ルプインド	インド共和国ニューデリー市	石油製品	潤滑油タンク・ブレンド設備等に対する設備投資資金	1,600	—	1,600	平成30年3月	平成32年3月	(注) 6
出光電子材料韓国	大韓民国京畿道坡州市	その他	有機EL材料関連製造装置に対する設備投資資金	(注) 7	(注) 7	(注) 7	平成29年4月	平成32年3月	(注) 7
Idemitsu Q8 Petroleum LLC	ベトナム社会主義共和国ハノイ市	石油製品	ベトナムにおける給油所設備等に対する設備投資資金及び運転資金	900	—	900	平成30年3月	平成32年3月	(注) 6
台塑出光特用化学品股份有限公司	台湾雲林県麦寮	石油化学製品	台湾における水添石油樹脂製造装置向け建設資金	2,500	—	2,500	平成28年9月	平成30年3月	約2.5万t／年

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出しより入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

計	—	—	—	147,420 (注) 8	121,920 (注) 8	25,500 (注) 8	—	—	—
---	---	---	---	------------------	------------------	-----------------	---	---	---

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれていません。
2. 当社からの投融資資金については、本件募集に係る調達資金より投融資を行います。
3. 当社グループはアジア市場における石油及び石油化学事業の展開の一環として、クウェート国際石油、ペトロベトナム及び三井化学㈱（以下当社を含め、「スポンサー」という。）と共に NSRP を設立し、ベトナム社会主義共和国タインホア省ニソン経済区に 20 万バレル/日の石油精製設備とパラキシレンをはじめとする石油化学品製造設備を有するニソン製油所・石油化学コンプレックスの建設を進めてきました。このプロジェクトの建設工事は平成 29 年 4 月末に完了し、平成 29 年度中の商業運転開始を目指しています。プロジェクトの総事業費は約 90 億米ドルと見込まれ、このうち 50 億米ドルは国際協力銀行をはじめとする銀行団によるプロジェクトファイナンスにより調達し、約 40 億米ドルはスポンサーによる出資及び貸付で調達します。
4. 当社は本件募集に係る調達資金の一部を NSRP への投融資資金に充当するほか、当社海外子会社である IDEMITSU INTERNATIONAL (ASIA) PTE. LTD.（以下、「IIA」という。）への投融資資金に充当する予定であります。IIA は該投融資資金を NSRP への投融資資金に充当する予定であるものの、上記の当社から IIA に対して実施する投融資予定額は未定であります。このため、IIA を通じた投融資についても当社から NSRP への投融資に含めて記載しております。
5. ベトナム・ニソン製油所に係る機械的完工時期を記載しております。なお、機械的完工時期とは建設作業の完了時期をいい、商業運転開始時期とは異なります。
6. 完成後の増加能力は、合理的な算定が困難であるため記載しておりません。
7. 当社は当社海外子会社である出光電子材料韓国と共同して有機 EL 材料関連製造装置に対する設備投資を実施する予定であります。当該設備投資に関して、当社は本件募集に係る調達資金の一部を当社設備投資資金に充当するほか、出光電子材料韓国への投融資を通じた設備投資を実施する予定であるものの、当該投融資予定額は未定であります。このため、出光電子材料韓国に係る設備投資についても当社設備投資に含めて記載しております。また、総額、既支払額、当社からの投融資資金による充当予定額及び完成後の増加能力は記載しておりません。
8. 出光電子材料韓国に係る金額以外の合計であります。

また、当社の設備投資計画は、平成 29 年 7 月 3 日現在（ただし、既支払額については平成 29 年 3 月 31 日現在）、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達方法	着手	完了	完成後の 増加能力
出光興産㈱ 千葉製油所他	千葉県市原市 他	石油製品	石油精製設備	26,258	210	自己資金及び 借入資金	平成24年6月	平成33年12月	(注) 2
出光興産㈱ 千葉工場他	千葉県市原市 他	石油化学 製品	石油化学製品 製造設備	4,650	333	自己資金及び 借入資金	平成27年5月	平成31年9月	(注) 2
出光興産㈱ 関東第一販売 支店他	—	石油製品	給油所設備	6,372	—	自己資金及び 借入資金	—	—	(注) 2

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出しより入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

出光興産㈱ 電子材料部 資源部 愛知製油所	東京都千代田区 愛知県知多市	その他 資源 石油製品	有機EL材料関連製造装置 新規地熱事業 地域の調査活動用機器 C8スプリッター（蒸留塔）	11,220 (注) 3	—	増資資金	平成28年6月	平成32年3月	(注) 4
計	—	—	—	48,500	543	—	—	—	—

- (注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれていません。
2. 設備投資の目的は設備の恒常的な改修による維持更新であることから、完成後の増加能力は記載しておりません。
3. 当社は出光電子材料韓国と共同して有機EL材料関連製造装置に対する設備投資を実施する予定であります。当該設備投資に関して、当社は本件募集に係る調達資金の一部を当社設備投資資金に充当するほか、出光電子材料韓国への投融資を通じた設備投資を実施する予定であるものの、当該投融資予定額は未定であります。このため、出光電子材料韓国に係る設備投資についても当社設備投資に含めて記載しております。
4. 有機EL材料関連製造装置及び新規地熱事業地域の調査活動用機器に係る完成後の増加能力については、合理的な算定が困難であるため記載しておりません。また、C8スプリッター（蒸留塔）に係る完成後の生産能力については、ミックススキレン 17万t／年の生産能力増加を計画しております。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の公募による新株式発行の実施によって、中期的な収益の向上と財務体質の更なる強化に寄与するものと考えております。

3. 株主への利益分配等

(1) 利益分配に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と考えています。既存事業の強化と将来の事業展開に向けた戦略投資、財務体質の改善及び業績のバランスを勘案し、安定的な配当を実施していきます。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めています。平成20年3月期より毎事業年度における配当については中間配当及び期末配当の2回としています。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金の使途につきましては、グループの成長のために必要な戦略投資に充当することにより事業構造改革を図っていくと共に、経営基盤の強化を進めてまいります。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出しより入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
1株当たり連結当期純利益又は 1株当たり連結当期純損失(△)	△862.50円	△225.03円	551.19円
1株当たり年間配当金 (うち1株当たり中間配当金)	50円 (25円)	50円 (25円)	50円 (25円)
実績連結配当性向	—	—	9.1%
自己資本連結当期純利益率	—	—	16.3%
連結純資産配当率	1.2%	1.5%	1.5%

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益又は1株当たり連結当期純損失は、期中平均株式数に基づいて計算しています。
2. 平成27年3月期及び平成28年3月期の実績連結配当性向は、親会社株主に帰属する連結当期純損失を計上しているため記載していません。平成29年3月期の実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
3. 平成27年3月期及び平成28年3月期の自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する連結当期純損失を計上しているため記載していません。平成29年3月期の自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する連結当期純利益を自己資本（非支配株主持分控除後の連結純資産合計で期首と期末の平均）で除した数値です。
4. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

4. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始 値	2,096円	2,081円	1,996円	3,880円
高 値	2,366円	2,618円	3,990円	3,960円
安 値	1,890円	1,597円	1,790円	3,080円
終 値	2,092円	2,009円	3,870円	3,190円
株価収益率(連結)	一倍	一倍	7.0倍	一倍

- (注) 1. 平成30年3月期の株価については、平成29年6月30日現在で表示しています。
2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成27年3月期及び平成28年3月期については親会社株主に帰属する連結当期純損失を計上しているため記載していません。また、平成30年3月期については未確定のため表示していません。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出しより入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

本件募集に関連して、当社は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、発行価格等決定日に始まり、本件募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換される証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、国内一般募集、海外募集及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記の場合において、ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

～ お問い合わせ先 ～
出光興産株式会社 広報 CSR 室広報課 TEL: 03-3213-3115
URL <http://www.idemitsu.co.jp>

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の公募による新株式発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出しより入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。